

○財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二年）（第三百三十四回）

二 発行の根拠  
の法律及びそ  
の条項

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二條第一項及び第四條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項及び第六十二條第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

五  
方募  
入  
法  
決  
定  
の

の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られるものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場で特別参加者ごとに応募限  
額を定めるものによる発行（以  
下「国債市場特別参加者・第I  
非価格競争入札発行」という。）

ハ  
ロ  
非  
競  
争  
入  
札  
発  
行  
の  
格  
別  
参  
加  
場  
の  
格  
別  
参  
加  
者  
の  
第  
I  
非  
競  
争  
入  
札  
発  
行  
の  
格  
別  
参  
加  
者  
の  
第  
I

各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。各申込みの応募額を案  
分により各  
割り当てる。各  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六  
イ  
入  
札  
発  
行  
の  
格  
別  
参  
加  
者  
の  
第  
I  
非  
競  
争  
入  
札  
発  
行  
の  
格  
別  
参  
加  
者  
の  
第  
I

額面金額で二兆六千八百三十一  
億円、財政法第四条第一項の規  
定に基づき、発行した利付債に  
ついで、は、金額で二百四十  
九億九千七百六十万円、財政  
営に必要なる財源の確保を図る  
ための公債発行の特例に関する





十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期利子
平成二十五年十一月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に つき百円	平成二十七年十一月十五日	る利子を 支払う。	日を、支 払期とし、 各支払期 に属す

毎  
年  
五  
月  
十  
五  
日  
及  
び  
十  
一  
月  
十  
五